

○多古町まちづくり志民活動助成事業補助金交付要綱

(平成 24 年 4 月 6 日告示第 20 号)

(目的)

第 1 条 この告示は、町民が主体的に実施するまちづくり活動に要する経費について、多古町補助金等交付規則(昭和 39 年規則第 1 号。以下「規則」という。)及びこの告示に基づき、当該年度の予算の範囲内において、多古町まちづくり志民活動助成事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関して必要な事項を定め、町民主体のまちづくり活動推進に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「まちづくり」とは、暮らしの改善を図り、町民が生きがいと充実感をもって生活することができる潤いある地域社会を実現するための多様な活動をいう。
- (2) 「志民団体」とは、まちづくりに志を抱き、自らの提案と行動を有し、次のいずれにも該当する団体をいう。

ア 構成員が 3 人以上であり、かつ、満 20 歳以上の者を 1 人以上含むこと。

イ 構成員の過半数が町内に在住し、在勤し、又は在学している者であること。

ウ 主に町内で活動を行っていること。

(補助対象事業)

第 3 条 補助の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、公益性、有効性、実現性、継続性等に照らして妥当な新規事業で、次に掲げるものとする。

- (1) 志民団体が自ら企画し、主体的にまちづくりに参画するもの
- (2) 複数の志民団体が連携して自ら企画し、主体的にまちづくりに参画するもの
- (3) 志民団体が自ら企画し、実施する催しであって、次のアからウまでのいずれにも該当するもの

ア 主たる会場が町内であるもの

イ 継続的に実施されるもの又はその見込みのあるもの

ウ 一般に公開されるもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助の対象としない。

- (1) 主として営利活動を目的とする事業
- (2) 政治活動又は宗教活動を目的とする事業
- (3) 公序良俗に反する事業
- (4) その他町長が適当でないと認める事業

(補助期間)

第 4 条 補助の期間は、原則として単年度とする。

2 前項の規定にかかわらず、前条第 1 項第 3 号の事業に係る補助は、3 年を超えない範囲で補助することができる。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とし、予算の範囲内において町長が決定する。

- (1) 第3条第1項第1号の事業 補助対象事業に直接要する経費(以下「補助対象経費」という。)の合計額から、入場料その他これに類する収入額を控除した額の10分の9以内の額とし、50万円を上限とする。
- (2) 第3条第1項第2号の事業 補助対象経費の合計額から、入場料その他これに類する収入額を控除した額の10分の8以内の額とし、60万円を上限とする。
- (3) 第3条第1項第3号の事業 補助対象経費の合計額から、入場料その他これに類する収入額を控除した額の10分の5以内の額とし、50万円を上限とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費は、補助対象経費としない。

- (1) 補助金の交付を受けようとする団体(以下「補助対象団体」という。)の通常の活動に係る運営経費
- (2) 補助対象団体の構成員に係る人件費
- (3) 食糧費
- (4) その他町長が対象外と認めるもの

3 第1項の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助対象団体は、規則第3条の規定により、補助金の交付を受けようとするときは、多古町まちづくり志民活動助成事業補助金交付申請書(別記第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象団体の概要説明書
- (2) 事業計画書
- (3) 資金計画書及び収支予算書
- (4) その他町長が必要と認めるもの

(審査委員会の設置)

第7条 町民主体のまちづくりを推進するため、まちづくり審査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 委員会の委員は、次の各号に掲げる者を町長が委嘱する。

- (1) まちづくりに識見を有する者 1名
- (2) 地域づくりを担う主体の構成員 3名
- (3) 町民 男女各2名

3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。なお、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員会の運営に必要な事項は、別に定める。

(委員会の職務)

第8条 委員会は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 第6条による申請の審査及び選考
- (2) まちづくり志民活動の講評及び助言
(補助対象事業の審査及び決定)

第9条 町長は、第6条による申請があったときは、その内容の審査を委員会に付託し、その審査により選考された事業のうちから補助対象事業を決定するものとする。

2 町長は、前項の規定による決定をした場合は、当該補助対象団体に通知するとともに、公表するものとする。

3 前項の規定による決定を受けた補助対象団体(以下「補助団体」という。)は、補助対象事業の実施に関し、町の助言を求めることができる。

(交付決定)

第10条 町長は、規則第4条の規定により、補助金の交付を決定したときは、多古町まちづくり志民活動助成事業補助金交付決定通知書(別記第2号様式)により当該補助団体に通知するものとする。

(変更申請)

第11条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた補助団体は、活動内容を変更しようとするときは、あらかじめ、変更内容について町長と協議を行わなければならない。

2 前項の規定による協議の結果、変更の交付申請を行う場合は、多古町まちづくり志民活動助成事業補助金変更交付申請書(別記第3号様式)に第6条各号に掲げる書類のうち変更に係るものを添付して町長に申請しなければならない。

(変更交付決定)

第12条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、多古町まちづくり志民活動助成事業補助金変更交付決定通知書(別記第4号様式)により補助団体に通知するものとする。

(中止の届出)

第13条 補助団体は、補助金に係る活動を中止しようとするときは、まちづくり志民活動中止届(別記第5号様式)により町長に届け出なければならない。

2 町長は、前項の規定により、中止の届け出があったときは、当該補助団体に交付決定の取り消しを通知するものとする。

(実績報告)

第14条 補助団体は、規則第10条の規定により、補助対象事業が完了したときは、速やかに、多古町まちづくり志民活動助成事業補助金実績報告書(別記第6号様式)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書
- (2) 事業完了報告書
- (3) その他町長が必要と認めるもの

(補助金額の確定)

第 15 条 町長は、規則第 12 条の規定により、交付すべき補助金の額を確定したときは、多古町まちづくり志民活動助成事業補助金交付額確定通知書(別記第 7 号様式)により補助団体に通知するものとする。

(交付の請求)

第 16 条 補助団体は、規則第 13 条の規定により、補助金の交付を請求しようとするときは、多古町まちづくり志民活動助成事業補助金交付請求書(別記第 8 号様式)を町長に提出しなければならない。

(概算払の請求)

第 17 条 補助団体は、補助金の概算払いを受けようとするときは、多古町まちづくり志民活動助成事業補助金概算払い請求書(別記第 9 号様式)を町長に提出しなければならない。

(返還等)

第 18 条 町長は、第 13 条によるもののほか、偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けた団体があるときは、補助金の交付決定を取り消し、又は交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(財源等)

第 19 条 町長は、寄附金をもって補助金の財源に充てることができるものとする。
2 前項の規定に係る寄附を行おうとする者は、多古町まちづくり志民活動支援寄附申出書(別記第 10 号様式)により、町長に申し出るものとする。

(委任)

第 20 条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

別記

第1号様式(第6条関係)

多古町まちづくり志民活動助成事業補助金交付申請書

年 月 日

多古町長 様

名称

(補助対象団体) 所在地

代表者

㊟

下記のとおり多古町まちづくり志民活動助成事業補助金の交付を受けたいので、多古町まちづくり志民活動助成事業補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 補助対象事業名

2 交付申請額 金 円

3 添付書類

(1) 団体の概要説明書

(2) 事業計画書

(3) 資金計画書及び収支予算書

第2号様式(第10条関係)

多古町まちづくり志民活動助成事業補助金交付決定通知書

多古町指令第 号
年 月 日
(補助団体) 様

多古町長 ㊟

年 月 日付けで申請のあった多古町まちづくり志民活動助成事業補助金の交付について、多古町補助金等交付規則第6条の規定により下記のとおり通知します。

記

補助金交付決定額 円

第3号様式(第11条関係)

多古町まちづくり志民活動助成事業補助金変更交付申請書

年 月 日

多古町長 様

住所
(補助団体) 氏名 ㊟
電話番号

年 月 日付け多古町指令第 号で交付決定のあった多古町まちづくり志民活動助成事業補助金に係る活動内容を変更したいので、多古町まちづくり志民活動助成事業補助金交付要綱第11条の規定により、次のとおり申請します。

変更内容	変更前	
	変更後	
	理由	
経費 所要総額	変更前	円
	変更後	円
交付申請額	変更前	円
	変更後	円

(添付書類)

変更に係る書類

第4号様式(第12条関係)

多古町まちづくり志民活動助成事業補助金変更交付決定通知書

多古町指令第 号
年 月 日
(補助団体) 様
多古町長 ㊟

年 月 日付けで申請のあった多古町まちづくり志民活動助成事業補助金に係る活動内容の変更について、多古町まちづくり志民活動助成事業補助金交付要綱第12条の規定により下記のとおり通知します。

記

1 交付決定

変更後補助金交付決定額 円

第 5 号様式(第 13 条関係)

多古町まちづくり志民活動中止届

年 月 日

多古町長 様

住所
(補助団体) 氏名 ㊟
電話番号

年 月 日付け多古町指令第 号で交付決定のあった多古町まちづくり志民活動助成事業補助金に係る活動について中止したいので、多古町まちづくり志民活動助成事業補助金交付要綱第 13 条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

中止の理由

第6号様式(第14条関係)

多古町まちづくり志民活動助成事業補助金実績報告書

年 月 日

多古町長 様

名称
(補助団体) 所在地
代表者 ㊟

年 月 日付け多古町 指令第 号で交付決定された補助対象事業が
下記のとおり完了しましたので、多古町まちづくり志民活動助成事業補助金交付要綱第14
条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

- 1 補助対象事業名
- 2 補助対象事業実施額 金 円
- 3 補助金の交付決定額 金 円
- 4 補助対象事業の完了期日 年 月 日
- 5 添付書類
 - (1) 収支決算書
 - (2) 事業完了報告書

第7号様式(第15条関係)

多古町まちづくり志民活動助成事業補助金交付額確定通知書

多古町達第 号
年 月 日
(補助団体) 様
多古町長 ㊟

年 月 日付け多古町指令第 号で交付決定のあった多古町まちづくり志民活動助成事業補助金について、多古町補助金等交付規則第12条の規定により下記のとおり確定したので通知します。

記

- 1 補助金の交付決定額 円
- 2 補助金の額の確定額 円

第 8 号様式(第 16 条関係)

多古町まちづくり志民活動助成事業補助金交付請求書

年 月 日

多古町長 様

名称
 (補助団体) 所在地
 代表者 ㊟

年 月 日付け多古町 達第 号で交付確定された多古町まちづくり志民活動助成事業補助金として、下記の金額を多古町まちづくり志民活動助成事業補助金交付要綱第 16 条の規定により請求します。

記

- 1 交付確定額 金 円
- 2 概算払受領済額 金 円
- 3 今回請求額 金 円

振 込 先	金融機関名	銀行 農協 信用金庫 本・支店						
	口座番号	当座・普通						
	名義人	フリガナ						
氏名								

第9号様式(第17条関係)

多古町まちづくり志民活動助成事業補助金概算払い請求書

年 月 日

多古町長 様

名称
 (補助団体) 所在地
 代表者 ㊟

年 月 日付け多古町 指令第 号で交付決定された多古町まちづくり志民活動助成事業補助金の概算払いとして、下記の金額を多古町まちづくり志民活動助成事業補助金交付要綱第17条の規定により請求します。

記

- 1 交付決定額 金 円
- 2 概算払い請求額 金 円

振 込 先	金融機関名	銀行 農協 信用金庫							本・支店	
	口座番号	当座・普通								
	名義人	フリガナ								
氏名										

第 10 号様式(第 19 条関係)

多古町まちづくり志民活動支援寄附申出書

年 月 日

多古町長 様

(寄附申出者) 住所
氏名

印

多古町まちづくり志民活動支援寄附金として、下記金額の寄附を申し出ます。

記

寄附金額 円

公表の可否 可 ・ 否

